

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年11月9日認可した。

平成23年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）薬池地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）猫谷池地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）定連下池地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）東打越地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）奥川内東上地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥川内中地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）山の神池地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）長者原地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中新田下地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）咲屋・中新田地区